

広報さがら

# SAGARA

# 11

Nov 2022

Vol.508

つたわる、つながる情報誌



想いを込めて...

十四番礼所 / 十島観音



# 第64回

## 熊本日日新聞社 金婚夫婦表彰式



### ともに歩んだ50年

#### 祝 金婚おめでとうございます



表彰式の様子



代表であいさつされた茂吉さんご夫婦

9月14日(水)、さがら温泉茶湯里で金婚夫婦表彰式が開催され、熊本日日新聞社事務局長岩瀬茂美様から各ご夫婦に表彰の伝達が行われました。吉松村長は「苦楽を共に過ごされた50年だったと思います。これからも夫婦そろって健康に過ごされてください」と祝辞。被表彰者代表の茂吉隆典・秀子さんご夫婦は「結婚50年を迎えることができましたのは、地域の方々や家族のあたたかい思いやりを支えられてきたからだと思えます。これからも苦勞と喜びを夫婦で分かち合い、長生きしていきたいと思えます」と謝辞を述べられました。

11組の被表彰者には、ご夫婦の写真と茶湯里の商品券が記念品として贈られました。手を取り合い、絆を深めながら50年を過ごされた11組のご夫婦。これからも支えあい健やかに過ごされるよう、お祈り申し上げます。



### 金婚夫婦11組の皆さま

(敬省略)

- 宮田 育男・さよ子 (中四浦)
- 村山 由明・和子 (下四浦)
- 西 憲彦・喜代子 (上川上)
- 紫安 孝應・まき子 (上川下)
- 田口 道夫・法子 (松馬場)
- 川邊 久喜・トシエ (永江)
- 永尾 春馬・利枝 (十島)
- 東 憲十郎・陽子 (新村)
- 茂吉 隆典・秀子 (並木野)
- 藏谷 熊雄・敏子 (並木野)
- 片岡 幸雄・まゆみ (並木野)

## 地域の安心と安全のために

### 村消防団第3分団第2部の詰所完成



完成した消防詰所

令和2年7月豪雨により床上1.5mまで浸水し被災したため、熊本県と村の補助金を活用し、村営植竹第二団地の近くに床面積60・46㎡の木造平屋の新詰所が再建されました。第3分団第2部の地域を守るための新たな活動拠点となります。

シャッターのサガラッパや鮎などのイラストは生田梨代さん(中央)が描いたものです。

## 商品券の使用について

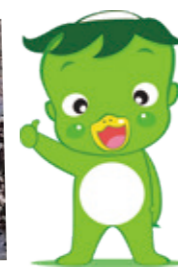
8月に郵送しました「相良で使エール!商品券part3」は、令和4年12月16日(金)が使用期限です。

使用期限を過ぎると、商品券は無効となりますので、期限内の使用をお願いします。

また、今回は最終ページにアンケートをつけておりますので、商品券を使用後、ご回答いただき、冊子ごと事業所にご提出ください。

○対象店舗  
村内45事業所  
(商品券表紙裏に記載)

○使用期限  
令和4年12月16日(金)まで



【問い合わせ】相良村役場産業振興課振興係  
☎0966-35-1034 (直通)

## CONTENTS 目次

- 02 村消防団第3分団第2部の詰所完成  
・使エール商品券 Part 3 に関するお知らせ
- 03 金婚夫婦表彰式
- 04 令和4年台風14号 被害状況
- 06 令和3年度 相良村の財政事情
- 08 むらの話題
- 09 学校保健委員会だより
- 10 令和4年度福祉年金の支給  
・「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます
- 11 人権擁護委員に村山幸子さんが委嘱されました  
・睡眠コラム
- 12 相良村すまいの安全確保支援事業
- 13 固定資産税の「家屋」に係る手続き
- 14 お知らせ
- 15 行事予定  
・小児科在宅当番医  
・香典返し
- 16 相良三十三観音 秋の開帳

### 今月の表紙



今月の表紙は、十島観音の写真です。相良三十三観音の秋の開帳が行われ、郡外からも参拝にいられていました。16ページに他の観音の写真も掲載しています。

### A little topics 今月のちょっとした話題



村内の各地で彼岸花が赤く綺麗に咲いていました。上段は雨宮神社付近、下段は十島地区の池王神社の付近です。

# 令和4年台風14号 被害状況



被災した農地(平川地区)

**村内の被害状況**  
 家屋被害は、床下浸水が4棟、床上浸水が3棟。大字ごとの内訳は、四浦2棟、川辺1棟、深水2棟、柳瀬2棟でした。  
 農作物被害は、土砂流入や風害などで米や栗、飼料作物などおよそ62・6畝に被害が及びました。  
 村内道路は、冠水や電柱の倒壊などで、国道445号、村道大曲線、村道小森新深田線などが通行止め、村道永江瀬馳線の一部が崩壊するなどの被害がありました。



村道永江瀬馳線



村道牛駄場山手線



国道445号(上下坂から晴山を望む)



相良北小学校



土砂が流入した農地(上園地区)



**早めの避難を心がけよう**  
 浸水想定区域(L2)の図示や避難のタイミングなどを盛り込んだ防災マップを、再度ご確認ください。



林道相良五木線

## ■降り始めからの合計雨量

(9月17日午前7時から9月19日午後7時まで)

山手地区	497mm
初神地区	284mm
永谷地区	257mm

出典先(熊本県防災情報システム)

9月18日から19日にかけて、台風14号の影響により、集中豪雨と暴風が発生しました。  
 18日午前8時に村内全域(1,589世帯4,121人)に避難指示を発令し、翌日19日の午後3時に解除となりました。  
 川辺川の氾濫により、逃げ遅れた方が孤立。また、上四浦区などで、22日まで停電が続きました。  
 相良村総合体育館と林業総合センターが避難所として開設され、自主避難を除く避難状況は、総合体育館に72世帯145人、林業総合センターに26世帯52人の合計98世帯197の方が避難されました。

## 令和3年度決算に基づく相良村健全化判断比率及び資金不足比率

平成21年4月1日に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、地方公共団体は毎年度の決算時に健全化判断比率及び資金不足比率を算定し公表することが義務付けられました。また、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合、又は、資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合は、議会の議決を経て財政健全化計画などを策定し、計画的に健全化に向けて取り組まなければなりません。

本村の令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、以下のとおり**全て健全段階**となっています。

### ○健全化判断比率

単位：%

比率	内容	令和3年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	一般会計などにおける赤字額の標準財政規模に対する割合を示すもの。 ※標準財政規模とは、地方自治体における地方税・普通交付税・地方譲与税など標準的な一般財源の規模を示すもの。	黒字のため「なし」	15.00	20.00
連結実質赤字比率	一般会計・特別会計・公営企業会計における赤字総額の標準財政規模に対する割合を示すもの。	黒字のため「なし」	20.00	30.00
実質公債費比率	地方自治体における一般財源の規模に対する公債費の割合を示すもの。一般会計の公債費に加え、公営企業に対する公債費の繰出金、一部事務組合に対する負担金のうち公債費に対するものも含めた指標。地方債を発行する場合、25%以上になると単独事業の地方債の一部が認められなくなり、35%以上になると、これらに加えて一部の一般公共事業債についても制限される。	8.2	25.0	35.0
将来負担比率	一般会計・特別会計・公営企業会計・地方公社及び第三セクターなどについて、一般会計などが将来負担する可能性のある負債総額、いわゆる「将来負担額」の一般財源の規模に対する割合を示すもの。「将来負担額」には、一般会計などの地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、特別会計、公営企業会計や一部事務組合の公債費に充てるために一般会計などから繰出す見込み額、退職手当支給予定額のうち、一般会計などの負担見込額などが含まれる。	「なし」	350.0	

### ○資金不足比率

単位：%

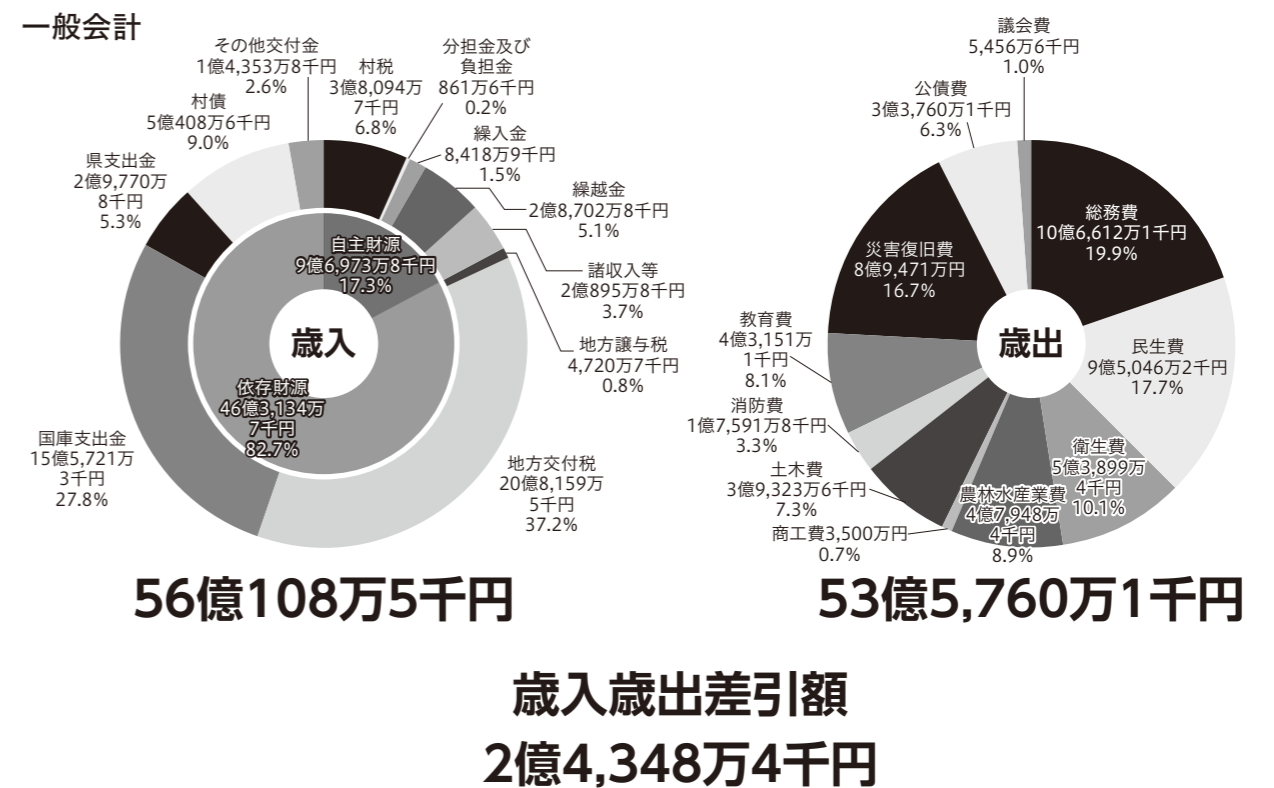
会計名	内容	令和3年度	経営健全化計画
簡易水道特別会計	公営企業における資金不足額の事業規模に対する割合を示すもの。	資金不足がないため「なし」	20%
農業集落排水特別会計		資金不足がないため「なし」	

## 令和3年度 相良村の財政事情

令和3年度の村の決算は、歳入総額56億108万5千円(対前年度2億8,571万3千円の増)で、そのうち自主財源が9億6,973万8千円(17.3%)、依存財源が46億3,134万7千円(82.7%)となっています。歳出総額は、53億5,760万1千円(対前年度3億2,925万7千円の増)で、村民1人当たり(令和4年3月末現在人口4,137人)の決算額は、約129万5,045円(対前年度10万7,995円の増)でした。また、一般会計にかかる地方債(借入金)残高は、33億9,858万4千円で、村民1人当たり約82万1,509円(対前年度6万1,408円の増)となりました。

歳入では、昨年度に引き続き、令和2年7月豪雨災害にかかる特別交付税や国庫負担金・国庫補助金の割合が高く、歳出でも、災害復旧費が増加しています(対前年度6億4,388万9千円の増)。

令和3年度から令和4年度に繰り越した災害復旧費は9億5,715万3千円で、一日も早い復旧・復興に向け、今年度も災害復旧事業に取り組んでいます。



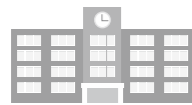
### 特別会計

単位：円

会計名	歳入	歳出	差引	一般会計からの繰入金
国民健康保険	6億6,117万5千	6億3,198万2千	2,919万3千	3,874万1千
簡易水道	1億2,243万3千	1億2,042万9千	200万4千	4,807万7千
農業集落排水	1億7,745万1千	1億7,153万7千	591万5千	9,814万4千円
介護保険	7億3,988万1千	6億8,973万8千	5,014万3千	1億487万5千
後期高齢者医療	6,551万	6,489万4千	61万6千	2,018万4千

※差し引き額及びパーセントは、端数処理の関係で合わない場合があります。

【問い合わせ】 総務課 財政係 ☎0966-35-0211



学校保健委員会だより 相良南小学校長 立道 一則

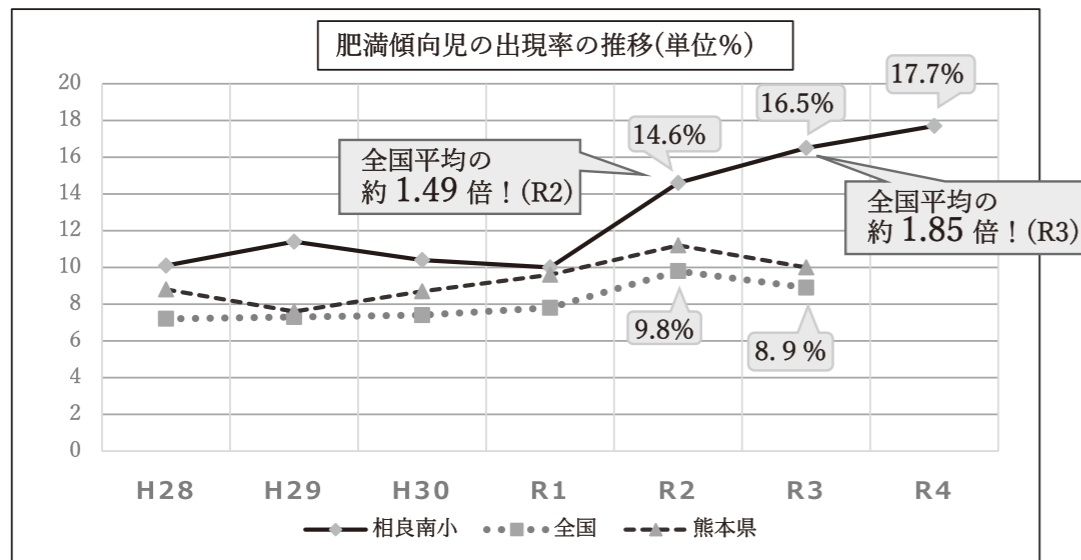
『早めの気づき・早期対応を ～近年の健康診断結果から～』

令和4年7月14日(木)、相良北小学校にて、本年度第1回の相良村学校保健委員会が開催された。その中で、近年の健康診断の結果が報告され、特に話題となったのが、肥満度20%以上の児童生徒の数が増加傾向にあることであった。データで見ると、全国と比較しても高い傾向にあり、熊本県も全国と比べると高い。

その理由は、コロナ禍で家の中にいることが多かったことによる生活習慣の乱れ、外出機会が減り体を動かさなかったことによる運動不足、食事の問題等いろいろ考えられる。

対応策として、各小中学校からは、保護者への啓発、体育科での運動量の確保、昼休み等での外遊び、全校体育等身体を動かす機会を作っていくこと、医療関係者からは、保護者・家族への啓発活動の重要性や何を食べているのかが問題であるのでどんな食事をしているのかを見直すことをいろんな立場の人が機会をみつけて言っていくことが大切、という意見が出された。また、保健福祉課の方からも大人も肥満傾向の人が多いう傾向にあるということで20～30歳までの若年層健診「わかもん健診」と保健指導の実施により、健診の継続受診の必要性を啓発していくこと、それに加え中学生を対象とした健診も予定しているということであった。

子どもたちは、成長期を迎えると身長や体重が変化し肥満傾向が解消されることもあるが、「気にかけること」は大切だと考える。子ども自身が気づかなければ、周りの大人が注意を払っていく必要がある。大人になって肥満傾向になると高血圧、脂質異常、糖尿病など動脈硬化の危険因子が重なり命にかかわる病気のリスクが高くなる。大人になってからでは遅いのである。



年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
相良南小	10.1	11.4	10.4	10.0	14.6	16.5	17.7
熊本県	8.8	7.6	8.7	9.6	11.2	10.0	
全国	7.2	7.3	7.4	7.8	9.8	8.9	

・全国・熊本県：学校保健統計調査による  
 ・肥満傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が20%以上の者。  
 ・肥満度 = (実測体重 - 身長別標準体重) / 身長別標準体重 × 100 (%)

9/23(金)

伝統を受け継ぐ  
北嶽神社秋の大祭



巖かに行われた神事

秋分の日(23日)の秋分祭、四浦晴山地区の北嶽神社で大祭が開催されました。午前10時半からの大祭には、地元住民およそ20名が参拝しました。

今年も新型コロナウイルス感染症の影響で「ひひ舞」の練習ができず中止となり、神事のみ開催となりました。

総代の平野孝範さん(下四浦)は「ひひ舞を奉納できなくて残念。ひひ舞を踊れる人などが少なくなっているため、来年は披露できれば」と話されました。

9/1(木) 10/3(月)

文化財を後世に  
十島菅原神社の補修



茅葺き補修の様子

柳瀬地区の十島菅原神社で茅葺き屋根の補修を行いました。十島菅原神社は、国の重要文化財に指定されており、今回は傷みが激しい部分のみの修繕となりました。

相良村文化財保存整備事業を活用し、阿蘇茅葺工場の植田龍雄代表ら職人4人が専用の道具などを使用し、ボロボロになった茅を差し替え、屋根を整えました。

11月23日(水)に開催される秋の例大祭は、神事のみとなります。

9/17(土)

子どもたちの健康のために  
健康づくり講演会



真剣な眼差しで話を聞く生徒たち

相良村総合体育館の研修室で中学生を対象とした健康づくり講演会が行われ、およそ30名の親子が参加しました。

熊本大学病院の瀬戸山先生から肝臓に関する働きや病気の対策などの説明がありました。肝臓は、体内のなかで1番大きな臓器であり、栄養を蓄え、有害物質を分解するなどの機能があります。また、8月3日に役場保健福祉課が中学生を対象に実施した健康診査の結果の説明があり、親子で健康について学びました。

受講した生徒は「子供でも生活習慣病になることを初めて知った」「家族みんなで食事などの生活の改善に取り組みたい」と話しました。

9/21(水)~30(金)

安全運転を心がけよう  
秋の交通安全運動



自転車利用者の安全を確保する交通指導員

9月21日から30日にかけて、秋の全国交通安全運動が全国一斉に展開されました。交通指導員22名が村内の各地において、子供と高齢者を始めとする歩行者や自転車利用者の安全確保と交通ルールの遵守の徹底を行いました。

ドライバーの皆さんは安全運転を心がけ、歩行者の皆さんも交通ルールを守りましょう。

## 人権擁護委員に村山幸子さんが 委嘱されました

令和4年10月1日、村山幸子さん(下四浦)が  
法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。

人権擁護委員はあなたの相談相手です。

### 人権擁護委員の仕事は

- 常設相談所(法務局人吉支局内)または特設相談所において、面談又は電話による人権相談に応じること。
- 国民一人一人の人権意識を高めるため、様々な人権啓発活動を行うこと。
- 相談などにおいて、被害者から「人権を侵害された」という申告があった場合には、法務局の職員と協力して、人権侵害事件の調査・処理に携わり、当事者の利害・主張の調整を行うなど、事案の円満な解決を図ることなどです。相談は無料で秘密は守られます。



委嘱を受けた村山さん

### 相良村人権擁護委員

村山 幸子(下四浦)  
畠山 清光(上園)  
豊原 幸一郎(平原)  
(敬称略)

【問い合わせ】 保健福祉課 戸籍係 ☎0966-35-1032

## 睡眠コラム

「睡眠には、心身の疲労を回復する働きがあります。  
あなたの睡眠は心地よいものですか？」

「よい睡眠は、生活習慣病予防につながります。」

睡眠時間が不足している人や不眠がある人では、食事や運動などほかの生活習慣の乱れを起こしやすくなり、結果、食欲やエネルギーバランスに作用するホルモンに影響を及ぼします。

具体的には食欲を抑制するホルモンが出にくくなり、過食になり、肥満になりやすくなりひいては生活習慣病になる危険性が高いことがわかってきました。

睡眠時に息の通りが悪くなって呼吸が止まる睡眠時無呼吸症候群は、治療しないでおくと高血圧、糖尿病、ひいては不整脈、脳卒中、虚血性心疾患、歯周疾患などの危険性を高めます。

睡眠時無呼吸症候群は、過体重や肥満によって、睡眠時の気道(喉の空気の通り道)が詰まりやすくなると、発症したり、重症化したりします。睡眠時無呼吸症候群の予防のためには、肥満にならないことが大切です。まずはより良い睡眠で生活習慣の乱れを予防しましょう。

“健康づくりのための睡眠指針2014より引用”

【問い合わせ】 保健福祉課 保健係 ☎0966-35-1032



## 令和4年度福祉年金の支給について

相良村では毎年、身体障害者手帳などをお持ちの方に福祉年金を給付しています。

該当者の方には事前に申請書を送付しておりますので、忘れずに申請をしてください。(申請されない場合は給付を受けられません。)

なお、該当しているのに申請書が届かない場合は、お手数ですが担当までご連絡くださるようお願いいたします(申請書は11月上旬に対象の方へ発送予定です)。

記

- 1 該当者
  - ① 令和3年4月2日以前から現在まで相良村に住んでいる方。
  - ② 令和4年4月1日以前に次の各手帳を取得している方。  
・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳
  - ③ 福祉施設等に入所していない方。

※①から③をすべて満たしている方が該当者です。

- 2 申請手続き 該当者の方には申請書を送付しておりますので、役場(保健福祉課)に「手帳」「振込先の通帳」を持参され、申請手続きをお願いします。

- 3 申請期日 **令和4年12月9日(金)まで**

【問い合わせ】 保健福祉課 福祉係 ☎0966-35-1032

## 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が 発行されます。

～～年末調整・確定申告まで大切に保管を～～

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象となります。

社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、令和4年1月1日から令和4年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が令和4年11月上旬に日本年金機構本部から送付する予定としておりますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(又は領収証書)を添付してください。

また、令和4年10月1日から令和4年12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、令和5年2月上旬に送付する予定としております。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご相談は、控除証明書に表示されている電話番号にお問い合わせください。

【問い合わせ】 年金加入者ダイヤル ☎0570-003-004  
保健福祉課 国保係 ☎0966-35-1032

## 固定資産税の「家屋」に係る手続きについて

固定資産税は、毎年1月1日現在で所有している方に課税されます。家屋(建物)の異動(新築、増築、解体等)があった場合は、届け出が必要です。

なお、**法務局において登記を行われた場合は、手続き不要**です。

### ■家屋を新築・増築したとき

家屋(居宅・物置・車庫・店舗・事務所等)を新築・増築した場合は、その翌年度から固定資産税が課税されることとなります。適正な課税を行うために、内容を把握する必要がありますので、「**未登記家屋所有者申告書**」の提出をお願いします。

### ■家屋を解体したとき

家屋を取り壊された際は、「**家屋滅失届出書**」の提出をお願いします。届け出がない場合、翌年度もそのまま固定資産税が課税されますので、確実な届け出をお願いします。

### ■家屋の所有者が変わったとき

未登記の家屋が相続や売買などにより、所有者の変更があった場合は、「**未登記家屋所有者申告書(所有者変更)**」の提出をお願いします。

### ■令和2年7月豪雨に伴う被災家屋について

令和2年7月豪雨により滅失または損壊した家屋の所有者が、令和7年3月31日までに、被災家屋に代わる家屋を取得した場合は、**被災代替家屋特例**を受けられる場合があります。

被災代替家屋特例とは、被災した家屋に代わる家屋を新たに取得した場合、被災した家屋の床面積相当分について、以降4年度分の税額を2分の1に減額するものです。

対象者、要件等は下記のとおりとなりますので、該当される場合は「**令和2年7月豪雨に係る被災代替家屋特例申告書**」の提出をお願いします。

#### 1. 対象となる方

被災家屋の所有者(所有者の相続人、所有者と同居する三親等内の親族を含む)  
※被災時に所有者であった場合に限られます。

#### 2. 代替家屋の要件

- (1) 被災家屋に代わるものとして取得した家屋(用途又は使用目的が同じ)
- (2) 被災家屋を改築した場合は、改築後の価格が被災家屋の価格以上となるもの  
※ここでいう改築とは、家屋の基礎と柱以外を全て取り替えるような、被災前への現状復旧修繕を超える大規模な修繕等で、固定資産税の評価を新たに受けるべきもの

#### 3. 被災家屋要件

- (1) 令和2年7月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋  
※原則として、り災証明書の判定が「半壊」以上
- (2) 取り壊し又は売却等の処分がなされていること

【問い合わせ・提出先】 税務課 ☎0966-35-1031(直通)

## 相良村すまいの安全確保支援事業

(R4.9.21)

令和2年7月豪雨災害からの安心安全な生活の再建等を図るため、災害リスクの低い場所への住宅移転又はすまいの安全対策に対し補助金を交付します。

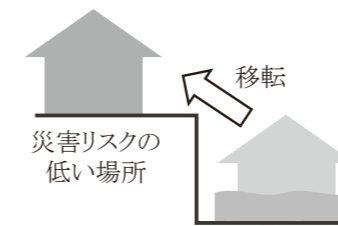
### 【補助対象者】

次に掲げる要件をすべて満たす方が対象となります。

- 村内で自力再建を行うこと
- 自宅が被災し本村から罹災証明の交付を受けていること
- 移転再建を行う場合は、再建前の土地に建物が残るときは、当該建物を居住の用に供しないこと
- 再建後の住宅に5年以上居住すること
- 村税の滞納がないこと
- 相良村暴力団排除条例第2条第2号に定める暴力団員でないこと

### 【補助対象経費】

#### ① 移転再建の場合



(補助対象経費)

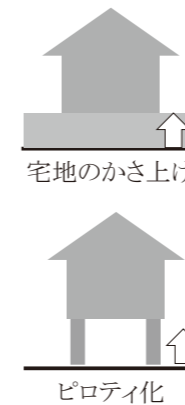
- ・新たな住宅の建設及び購入に要する費用、移転先の土地購入に要する経費(②の安全対策に要する経費を含む)
- ・建築確認等手続き費用、登記費用、火災保険加入料並びに住宅の建設及び購入に付帯して要する経費
- ・被災した住宅等の除却及び動産移転並びに仮住居に要する経費

※移転先は、土砂災害特別警戒区域外とする。  
※罹災証明の損害程度は、半壊以上とする。

(補助金の額)

- ① 浸水想定区域(L2)及び土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)外への移転 上限:300万円
- ② 浸水想定区域(L2)内及び土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)外かつ令和2年7月豪雨時に浸水しなかった場所への移転 上限:200万円

#### ② 現地再建の場合(安全対策)



(補助対象経費)

- 水の流入を防ぐための対策
  - ・宅地及び家屋のかさ上げ
  - ・家屋のピロティ化(建物の2階以上を部屋とし1階部分を柱だけの吹き放しの空間とすること)
  - ・止水版の設置
  - ・屋根に逃げるための天窓付きロフト等の設置
- 土砂の流入を防ぐための対策
  - ・建物の構造の強化
  - ・防護壁の設置

※罹災証明の損害程度は、一部損壊以上とする。

(補助金の額) 安全対策を行った場合 上限:150万円

○令和2年7月4日以降に実施されたものから適用されます。

○事業詳細や手続きについては村のホームページをご確認ください。

相良村すまいの安全確保支援事業 [検索](#)

【申請・問い合わせ先】 相良村役場 総務課 企画復興係 ☎0966-35-0211

# 11月の行事予定

変更になる場合もあります

◆保健福祉関係 ●教育委員会ほか

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3 文化の日	4	5 ●村民グラウンド・ゴルフ大会
6 ◆マイナンバーカード申請窓口開設(9:00~17:00)	7 ◆母子健康手帳交付チャチャクラブ ●総合体育館休館日	8 ◆7か月児育児学級(R4年4月生)(山江会場)	9 ◆1歳児育児学級(R3年10月~12月生)	10 ◆マイナンバーカード申請窓口延長(17:15~19:00) ◆オレンジカフェから柳瀬構造改善センター(14:00~15:30) ●メディアコントロールデー	11	12
13	14 ●総合体育館休館日	15	16	17 ◆3~4か月児健診(R4年1月生)(相良会場) ●メディアコントロールデー	18	19
20	21 ◆母子健康手帳交付チャチャクラブ ●総合体育館休館日	22 ◆3歳児健診(H31年3月~R1年5月生)	23 勤労感謝の日	24 ◆マイナンバーカード申請窓口延長(17:15~19:00) ●メディアコントロールデー	25	26 ◆川辺川魅力創造事業 実証実験イベント
27	28 ●総合体育館休館日	29	30			

★11月は村県民税・固定資産税第6期、国民健康保険税第7期、後期高齢者保険料第5期、介護保険料8期の納付月です。納め忘れないよう便利な口座振替のご利用を!  
★保育料、ブロードバンド料は毎月納期限内に納めましょう!保育料、ブロードバンド料の納期は毎月25日です。(25日が土・日・祝日の場合は、翌日になります。)



## 年金相談会の開催11月分

完全予約制年金相談会を人吉市・球磨郡で毎週2回開催。年金の専門家・社会保険労務士があなたの疑問にお答えします。

人吉市役所	月曜日	5日・12日 19日・26日
錦町社会福祉協議会(温泉センター)	水曜日	14日・28日
多良木町多目的研修センター	水曜日	2日・16日

【問い合わせ】  
八代年金事務所予約担当  
☎0965-3516123  
または  
村保健福祉課 国保係  
☎0966-3511032

## 11(い)月30(みらい)日は「年金の日」だよー!

「自身の年金記録や年金見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。」「ねんきんネット」をご利用いただくと、パソコンやスマートフォンからいつでも自身の年金記録を確認できるほか、自身の年金記録からさまざまな条件を設定した上で、年金見込額の試算をすることもできます。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。  
○日本年金機構ホームページ(ねんきんネット)  
【問い合わせ】  
八代年金事務所  
☎0965-3516143  
村保健福祉課 国保係  
☎0966-3511032



## ストップ! 農作業事故

毎年、県内では10人前後の尊い命が農作業事故で失われています。特に、トラクターの転落、転

倒によるものが、全体の約3割をしめています。シートベルトをしめることで死亡事故が大幅に少なくなることも明らかになっています。そこで、今年はいしめようシートベルト」を重点推進テーマに、運動を展開していきます。

◆しめようシートベルト  
トラクターに安全フレームがあってもシートベルトをしなければ、転倒した際に身を守れません。

○安全フレームのあるトラクターを使用し、シートベルト・ヘルメットを着用しましょう  
○道路やほ場の傾斜や路肩等の作業環境を十分確認し、事故を起こさぬよう、慎重に心掛けましょう。  
○農作業は時間と心に余裕を持った作業を心がけましょう。

農作業には多くの危険が潜んでいます。一人一人が農作業事故を自分のこととしてとらえ、安全と命を最優先に行動し、農作業事故を無くしましょう。

## 【連絡先】

熊本県農業技術課  
☎096-3333-2380  
村産業振興課  
☎0966-3511034



## 農業経営収入保険

熊本県では農業者が加入される収入保険の保険料を一部支援します。  
対象者:令和4年度、新たに収入保険に加入される農業者(法人を含む)※  
支援額:保険料(掛捨て部分)の1/3(上限6万円)  
申請先:熊本県農業共済組合

### 11月の小児科在宅当番医

(受診時間/午前9時~午後5時)

3日(休)	人吉医療センター小児科	0966-22-2191
6日(日)	公立多良木病院 小児科	0966-42-2560
13日(日)	たかはし小児科内科医院	0966-24-2222
20日(日)	増田クリニック小児科	0966-22-3570
23日(休)	やまむら小児科・内科	0966-45-0005
27日(日)	増田クリニック小児科	0966-22-3570

※受診される場合は、医療機関へ連絡してください。

### 香典返し(9月分)

相良村社会福祉協議会へ

坂口 眞知子さん (故 京子さん・中四浦)	安藤 雅子さん (故 泰吉さん・中四浦)	平山 健治郎さん (故 茂光さん・松葉)	愛甲 一雄さん (故 アヤ子さん・下四浦)
--------------------------	-------------------------	-------------------------	--------------------------

※継続加入や集団加入される場合の支援もあります。詳しくはお近くの熊本県農業共済組合にお尋ねください。  
【問い合わせ先】  
熊本県農業共済組合球磨支所  
☎0966-4510531  
熊本県農業共済組合球磨支所下球磨出張所  
☎0966-2215104

熊本県の最低賃金  
必ずチェック! 最低賃金! 使用者も、労働者も。  
熊本県内で事業を営む使用者は、この最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。  
派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている最低賃金が適用されます。  
地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の両方が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。  
○最低賃金額(時間額) 853円  
○効力発生日 令和4年10月1日  
○適用範囲 熊本県内のすべての労働者に適用されます。

相良村の人口と世帯(9月末現在)  
世帯数 1,584世帯(△5)  
男性 1,954人(△5)  
女性 2,156人(△6)  
計 4,110人(△11)  
( )内は、先月末との差  
※外国人住民を含めた集計です。

### 編集後記

初めて村内の相良三十三観音を全て巡ったのですが、それぞれ観音様の表情などが違ってました。間違い探しでは無いですが、いかに他の観音様と違うかと楽しみながら巡ることでできました。

村木/茶 村花/福寿草 村鳥/セキレイ  
村の中央を美しい川辺川が流れる緑豊かな盆地です。

スマホで広報紙が読めるアプリ  
マチイロ

相良村 面積:94.54km<sup>2</sup>

杉田 大地





十七番礼所 上園観音



十五番礼所 蓑毛観音

相良三十三観音 秋の開帳



十八番礼所 廻り観音



十六番礼所 深水観音

相良三十三観音のなかに、相良村では表紙の十島観音を含め5つの観音があります。

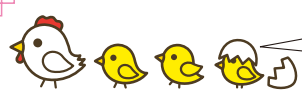
ふるさと納税

ふるさと納税として、村外住民の方より心温まる寄附をいただいております。  
今回は、「相良茶」をご紹介します。  
相良村の特産品である相良茶。複数の事業者様よりご協力いただき、村外へ大きくPRしております。  
ぜひ、お知り合いの方などへ周知をお願いします！



相良村 ふるさと納税 検索

相良村ふるさと納税サイトはこちら▶



生まれてきてくれて  
ありがとう

HELLO ★ BABY

～こんにちは赤ちゃん～



はるひ  
名前：森下 遥陽くん

生年月日：令和4年3月20日  
お母さん：郁美さん

〈お母さんからのメッセージ〉  
生まれてからは病院通いで心配したけど、最近はとってもお元気になりました。このまま順調にお兄ちゃんと仲良く大きくなってね。